

国保からのワンポイントアドバイス!



「最近、足腰が痛いので整骨院に行こうかな」と思ったあなた! その前に上手なかかり方を教えます。

整骨院や接骨院で受ける施術には、医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。また、はり・きゅう・マッサージに保険の適用を受けるには医師の同意書が必要です。医療保険適用が認められない場合は、全額自己負担となりますので注意が必要です。

○ 保険証が使える場合

打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）、骨折・脱臼の応急処置（※緊急時の応急処置以外は医師の同意が必要）

仕事中や通勤時以外の急性または亜急性（急性に準ずる）の外傷性傷病の場合は、医療保険が適用されます。

× 保険証が使えない場合

日常生活における疲れや肩こり、スポーツなどによる肉体疲労、神経痛、リウマチ、慢性関節炎、加齢による腰痛や五十肩の痛み、脳疾患後遺症などの慢性病、仕事中や通勤途中の負傷（労災保険の対象）

施術の際は次のことについて注意しましょう！

負傷の原因を
正しく伝えましょう

医療機関との
重複受診はできません

施術が長引くときは、
医師の診断を受けましょう

● 町民税務課医療給付係 ☎46-1373



～ひんやりスイーツを作ろう～

子ども向けのスイーツ講座を開催します。

今回は、ひんやりスイーツとして「パフェ」を作ります。

【日時】6月11日(日) 午前9時～11時 (8時50分まで集合) 【場所】戸倉公民館

【対象】町内在住の小学3～6年生 【定員】15人 【参加費】300円(※当日徴収)

【持ち物】エプロン、三角巾、上靴 【申込期限】6月2日(金) ただし、定員になり次第締め切ります

●申込先 戸倉公民館 ☎46-9920